

# 地域一体となった交通空白解消に向けた体制強化支援業務委託仕様書

## 1 業務名称

地域一体となった交通空白解消に向けた体制強化支援業務

## 2 業務目的

吉野町（以下、「本町」という）では、路線定期運行バス、デマンドバス、南部地域連携コミュニティバス（R169ゆうゆうバス）及びスクールバスを運行しているほか、高齢者や障がい者を対象としたタクシーチケットを配布するなど、町民のあらゆる移動に対する支援策を実施している。

令和7年度、本町が実施した「交通空白解消に向けた移動ニーズ調査」結果では、地区ごとに生活圏や移動の困りごとが異なるなど、町民の多様化している移動実態が示された。さらに、本町を訪れる観光客等にとって、町内に点在する観光スポットや施設等を周遊するための移動手段が限られている点についても課題となっている。しかしながら、運転手不足など、地域における移動サービスの供給体制が十分ではなく、公共交通の質・量ともに十分に確保できているとはいえない現状にある。

これらの課題を解決していくためには、交通サービスの供給面において、行政や交通事業者等のリソースが限られる中で、行政が司令塔として機能しつつ、新たな担い手・組織を発掘、育成していくことが重要である。

こうした中、本業務では、町民及び本町を訪れる観光客等の移動ニーズに応えるため、既存の公共交通等を補完する役割として、地域や事業者等が主体的に地域公共交通のあり方を検討し、実践できる新たな体制整備を支援するものである。

なお、本業務は、国土交通省「令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（モビリティ人材・組織育成タイプ）」の採択を受け、実施するものであり、委託業者には本事業の趣旨及び当町の応募内容を踏まえて、助言・提案、支援を求めるものである。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 31 日まで

## 4 業務内容

### (1) 組織立ち上げ期支援

地区ごとに細分化された移動ニーズに対して、最適な移動手段を検討・確保していくため、実施主体となる組織立ち上げ期の支援として、以下の業務を行うこと。なお、立ち上げる組織は、2団体程度、連携する施設送迎事業者は2事業者程度を想定する。

- ・地区ごとの課題に応じた他地域の先進事例の共有等、勉強会の実施
- ・地区ごとのニーズに応じた移動サービスの供給体制や手法の検討、課題及び対応策の洗い出し
- ・飲食・宿泊施設や運送事業者等の施設送迎事業者等の提供サービスの整理と連携可能性の検討
- ・ステークホルダーとの役割再定義と合意形成

### (2) 人材の掘り起こし、運営体制の整備

新たな移動サービスの担い手として、具体的な運営を行うための体制整備を進めるため、以下

の業務を行うこと。

- ・ 運営可能な体制整備に係る人材の掘り起こし、人材育成講習の実施
- ・ 運営にあたっての課題及びリスク整理、解消手法の検討
- ・ 運行管理、予約手法の検討

(3) 本格運行を見据えた実証運行計画の策定

(1)～(2)の結果を踏まえて、次年度以降、さらには将来にわたって持続可能な移動サービスモデルを検討し、主に下記の内容を含んだ実証運行計画を策定すること。

- ・ 需要と供給（運行区域、頻度等の検討）
- ・ 収入と費用（採算性）
- ・ 利用者、運行主体、行政等の負担のあり方
- ・ ドライバー等、人材育成プログラムの検討
- ・ トラブル対応マニュアルの作成
- ・ その他、持続可能な移動サービスモデルの実証に必要な事項

(4) 報告書等の作成・提出

上記(1)～(3)にかかる検討結果を業務報告書として取りまとめること。また、本業務に関する打合せ記録の整理は受託者が行い、打合せ後、速やかに打合せ記録簿を提出することとする。

## 5 成果品

(1) 成果品

成果品は表1に定めるものとする。なお、本業務で得られた成果品は本町に帰属する。

表1 成果品目

No	項目	規格等	数量
1	業務実施報告書（下記の内容を含むこと） ・ 打合せ記録一式	PPT/WORD 形式	2部
2	上記電子データ	CD-ROM 形式	1枚
3	本業務により収集・作成した全てのデータ	CD-ROM 形式	1枚

(2) 納入場所

吉野町役場 町長公室（奈良県吉野郡吉野町上市80番地の1）

(3) 秘密の保持

本業務に関し、受託者が本町から受領し、又は閲覧した資料等は、本町の了解なく公表し、又は使用してはならない。また、本業務に関し、本業務で知り得た本町の業務上の秘密を保持しなければならない。

## 6 留意事項

- (1) 本町との連絡調整については、定期的に行うこととし、それ以外にも必要に応じて打ち合わせ会議等にも出席すること。
- (2) 本業務の遂行について支障をきたすことのないよう、人員体制等万全の業務実施体制を整えること。
- (3) 指定する成果物及び本委託作業に付属し発生する成果物は、特に定めのある場合を除き全て委託者に帰属する。
- (4) 本業務履行期間中に疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 本業務遂行上知り得た情報を他人に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。また、これらの可能性を事前に排除するよう十分な注意を払うこと。
- (6) 本業務による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律の規定及び特記事項を遵守しなければならない。